

生命保険契約照会制度について

2021年7月1日から「生命保険契約照会制度」が始まりました。

この制度は、本人や残された家族等が、本人に関する生命保険を把握しきれないときに生命保険協会に紹介できる、という制度です。

具体的には、次の理由により、生命保険の有無が分からないときに利用できます。

平時

- ・親や家族が死亡したとき
- ・親や家族の認知判断能力が低下したとき

災害時

- ・災害救助法が適用された地域で被災したことによる死亡または行方不明のとき

実際に利用する場合は、この制度を利用する必要があるかの判断が必要となります。その理由は、利用料が1照会当たり3,000円（税込）必要となるからです。

なので、まずは家族等で保険証券や通帳等を確認し、調べても分からないときにこの制度を利用することとなります。

利用の際には、先程の利用料のほか、戸籍等の提出を求められます。ただし、災害時には、利用料や書類の提出は求められません。

制度利用の結果、保険契約の存在が判明した場合は、保険会社へ直接連絡することとなります。